



就労継続支援A型・B型というのは？



A. 勤労サポートの形態のひとつ、なの

就労継続支援A型・B型は、障がいを持つ人が日中の暮らしの安定とともに、充実した生活を目指して利用するサービスなの。

[障害者総合支援法](#)を根拠とする福祉サービスのひとつになります。

A型とB型のふたつの形態があるのだけれど、利用までの段取りは同じなので、そこまでは一緒に説明していくわね。

利用にあたっては、市町村の障がい福祉窓口にご相談に行きます。

住んでいる地域のA型とB型の事業所を知ることができるので、できれば[相談支援事業所](#)に行って相談をします。

そのときに、市町村に自身が対象者か確認し、申請をして必要な調査を受けたのちに、事業所を選び見学、そして市から[福祉サービス受給者証](#)が発行された後に利用開始となります。

一般企業への就職は難しいけれど、障がいや体調に合わせて自分のペースで働いたり、就労訓練などを行うことができるの。

通常の事業所で働くことが難しい障がいを持つ方に、働く機会を提供するとともに、仕事や活動を通して知識や能力の向上を目指していくのね。

A型とB型の大きな違いは、雇用契約を結んで就労(A型)するか、雇用契約を結ばずに働くか(B型)ということと、対象となる年齢、なのです。

A型は、一般企業と同じ仕組みになっていて、雇用契約を結んで、労働基準法などの適用を受けつつ比較的短い時間で働くのね。

最低賃金も保障されていて、週に20時間以上働くことになると雇用保険に加入することになるし、労働時間によっては、健康保険や厚生年金などの社会保険にも加入することになるの。

対象となる方は、原則18歳から65歳までの障がいのある方、となっているわ。

B型は、障がいの程度や年齢、体力面で雇用契約を結んで働くことが難しい人が、持っている特性に合った軽作業などで就労訓練を受けながら工賃をもらうの。

自分のペースで働くことができるし、就労継続支援A型事業所や一般就労に必要なスキルを習得する事も出来ます。

自立や就労も大切だけれど、誰でもバリバリに働けるわけではないので、社会活動に参加することを目的としている事業所もあるわ。

A型と異なる点は、体調に合わせて就労参加がしやすいこと、その人のペースに合わせた緩やかな就労という点かしら。

一般就労を目指す人もいれば、生活リズムや日常生活そのものの安定が目的の人、モチベーション向上のためのプログラム参加が目標の人とさまざまなのですね。

利用年齢に制限がなくて、雇用契約を結ばないので賃金は概して低く設定されています。

ただし、就労の経験がない人、[総合支援学校](#)からB型を希望するときは、[就労移行支援事業所](#)で就労の適性などをはかる「就労アセスメント」を受ける必要があるの。

就労継続支援B型は、学校卒業後そのまま利用、はできないので注意が必要ね。

でも「就労アセスメント」を受けることは、今後の働きかたを考えていくうえで良い機会になるかもしれません。

就労継続支援を利用するなら、[朝きちんと起きられる、ひとりで通所できる、生活習慣が身についている、身だしなみが整っている、など](#)が出来ているといいかもしれません。

家での過ごしを大切にすることが、仕事に取り組む意欲に繋がるので、楽しく生活ができることも必要かも。

自分に合った働きやすい環境で、働く意欲ややりがいを見つけてほしいものです。

[《MENU》](#)

[《就労移行支援ってというのは？](#)

[グループホームというのは？》](#)

2022-11-14 掲載